

島根県報

号外第七一号

平成十四年六月三日

(月曜日)

公企規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

目次

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年六月三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第二号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和四十八年島根県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「（当該子の同居の親族のうち十六歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（第八条の五において「子を養育することができる親族」という。）の不在職員に限る。）」を「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下この項において「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）」に、「午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）」を「深夜」に改める。

第八条の五第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に、同項第四

号中「子を養育することができる親族がいる」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第八条の三各号に該当する」に改める。

第八条の六中「前三条の規定」を「前三条（前条第一項第四号を除く。）の規定」に、「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下この項において「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、次の各号のいずれにも該当する当該職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」に、「前条第一項第一号中」を「前条第一項第一号及び第三号中」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第四号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」を削る。

第八条の七中「（当該子の同居の親族のうち十六歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（第八条の九において「子を養育することができる親族」という。）の不在職員に限る。）」を「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」に、「時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）（次条第三項の規定による変更があつては当該変更後の時間外勤務制限開始日）から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて三十時間に当該請求に係る期間の月数を乗じて得た時間）」を「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改める。

第八条の八第一項中「時間外勤務制限開始日」を「その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）」に改める。

毎週火・金曜日発行

第八条の九第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に、同項第四号中「子を養育することができる親族がいる」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第八条の七各号に該当する」に改める。

第八条の十中「(前条第二項第二号を除く。)」を「(前条第一項第四号、第二項第一号及び第二号を除く。)」に、「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「子を養育」とあるのは「要介護者」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、次の各号のいずれにも該当する当該職員が当該要介護者を介護」と、前条第一項第一号及び第三号中「子」とあるのは「要介護者」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に、「同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第四号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」を「同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」」に改める。

第十九条第二項中「三月」を「六月」に改める。
第二十六条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

別表中第十号中「保健婦」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に改め、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次の次に次の一号を加える。

第十三	小学校就学前の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一年につき五日を超えない範囲内で必要と認める期間
-----	---	--------------------------

附 則

この規程は、平成十四年六月一日から施行する。

平成十四年六月三日印刷
平成十四年六月三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)